

福島県原子力損害対策協議会「全体会議」議事録

- 1 日時 平成27年6月7日(日) 9:15~10:45
- 2 場所 ウェディングエルティ「スクエア」
- 3 出席者 福島県原子力損害対策協議会
福島県知事 内堀雅雄
福島県副知事 鈴木正晃
JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会副会長 但野忠義
福島県商工会連合会副会長 渡邊武
福島県市長会常務理事兼事務局長 小松信之
福島県町村会副会長(昭和村長) 馬場孝允
福島県商工会議所連合会会長 渡邊博美
福島県中小企業団体中央会会長 内池浩 ほか
計 100団体 162名出席

関係省庁等

- 経済産業副大臣兼内閣府副大臣 高木陽介
内閣府福島原子力事故処理調整総括官 糟谷敏秀
経済産業省資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官 森本英雄
文部科学省大臣官房審議官 田口康
復興庁統括官 熊谷敬 ほか
計 21名出席

東京電力株式会社

- 代表執行役社長 廣瀬直己
代表執行役副社長(福島復興本社代表) 石崎芳行 ほか
計 27名出席

4 内容

【協議会会長あいさつ(知事)】

- 原子力発電所事故から、4年余りが経過し、いまだに11万人以上が住み慣れたふるさとを離れ避難生活を続けている。廃炉・汚染水対策、除染、更には根強い風評被害といった様々な課題が山積し、まさに原子力災害が福島県の全域で継続している状況である。とりわけ、福島県の復興を進める上で、汚染水対



策を始めとした東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に行われることが大前提である。国、東京電力には、しっかりと取り組んでいただきたい。

- ・ 先月 29 日の与党による第 5 次提言には、復興の加速化に必要な支援策や賠償が記載された。今後、政府において方針を策定することになると思われるが、その際には、地元への丁寧な説明と理解を得ることが重要である。
- ・ 国、東京電力においては、この原子力災害の特殊性、被害の実情を踏まえ、福島県民の声をしっかりと聴き、生活や事業を早期に再建できるよう、被害者に寄り添ったきめ細かな支援、そして、営業損害等の賠償への反映を約束していただきたい。
- ・ この全体会議における要求・要請は、オールふくしまとしてのものである。
- ・ 全ての福島県民、全ての事業者に対し、被害の実態に見合った迅速かつ確実な賠償がなされるべきであり、それらについて明確な回答を頂きたい。

【経過説明（鈴木副知事（協議会代表者会議議長））】

- ・ 議事に入る前にこれまでの経過について説明させていただく。
- ・ 平成 26 年 12 月末に、東京電力が平成 27 年 3 月以降の商工業等に係る営業損害の賠償に関する素案を明示した。逸失利益の 1 年分を一括して賠償する内容である。
- ・ 原子力損害対策協議会としては、平成 27 年 2 月 4 日、5 月 12 日及び 13 日に、国、東京電力等に対し、素案の見直し等を求めてきた。
- ・ 平成 27 年 5 月 29 日、与党が取りまとめた第 5 次提言では、今年度と来年度の 2 年間で特に集中的に自立支援策の展開を図る期間とすること、また、その 2 年間において、東京電力が営業損害の賠償の適切な対応を行い、その後も個別の事情を踏まえて適切に対応することが明記された。
- ・ 精神的損害の賠償については、避難指示解除準備区域・居住制限区域において、早期に避難指示を解除した場合においても、解除の時期に関わらず、事故から 6 年後に解除する場合と同等の支払を東京電力が行うことが明記されたところである。
- ・ 国、東京電力においては、与党第 5 次提言を受け具体的な検討を進めていることから、当協議会構成員の意見を反映させるため、本日、全体会議を開催したものであり、国、東京電力においては、その点を十分踏まえてほしい。

【協議会会長発言（知事）】

- ・ 私から 4 点の要求・要請を申し上げる。
 - ① 平成 27 年度と 28 年度の特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間にお

いて、個別訪問等によるきめ細かな支援や根強い風評への対策として販路拡大支援などを実施し、確実に事業再建を果たすこと。

- ② 第一原発の汚染水問題などのトラブルが収まらず、県産農畜産物の価格の下落、教育旅行や海外からの観光客数について事故前の半分の水準にも回復しないなど風評が継続し、また、避難指示区域内では、病院を始めとした施設で休止状態が続くなど、厳しい状況が続いている。損害がある場合については、当然、賠償を継続すること。
- ③ 事業者の営業損害の賠償については、損害の範囲を幅広く捉え、相当因果関係を確認する場合であっても、中小企業者が風評被害を挙証することは困難であることから、簡易な手法で柔軟に行うなど、事業再建につながる十分な賠償を確実に行うこと。
- ④ 避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、事故後6年目までに避難指示を解除するためには、まず、何よりも日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗などが必須であり、市町村や住民の意向を丁寧に聴きながら安心して戻れる環境をしっかりと作ること。

【協議会副会長等発言】

○ 商工会連合会 渡邊副会長（協議会副会長代理）

- ・ 避難指示解除が見込まれる地域において、今後2年間で事業再建、生業確保、コミュニティ再生のために、集中的に自立支援を展開するとしているが、既に帰還を進めている町村の現状をみると、非常に厳しいものと思われる。
- ・ 地元のニーズをしっかりと聴き取り、戸別訪問等によるきめ細かな支援策を講じてほしい。
- ・ 本格的な復興に至るために、併せて復興支援員の継続をお願いしたい。
- ・ 被災12市町村はもとより、県内商工業者は事業回復のため、それぞれ努力を重ねているが、思うような結果に至らない現状がある。観光産業なども、風評により大きなダメージを受け、回復が困難な状況である。営業損害、風評被害の賠償に係る個別の事情については、画一的に行うのではなく、各事業所への聞き取りを十分行い、柔軟な対応をお願いしたい。



○ J A 協議会 但野副会長（協議会副会長代理）

- これまでの東電の損害賠償の姿勢には不誠実な対応も多く、昨年 12 月に示された今後の商工業等に係る営業損害の賠償等について（案）では、一方的に賠償の打ち切りを宣言したことなどから、29 年度以降の賠償について不信の念を抱かざるを得ない。
- J A をはじめ県内の農林業者は、地域での事業活動を基本としており、他の地域で事業再開することは困難であるため、再開が可能となる時期までは営業損害が確実に生じると見込まれ、一方で、本県農畜産物の風評被害は収束の兆しささえ見えていない。したがって、29 年度以降も被災者が事業を再開し、正常に事業活動を展開できるまでは、東京電力による賠償を確実に継続させるスキームが必要な状況にある。
- 政府関係機関においては、こうした現状を御理解頂き、東京電力に対し強く御指導をお願いしたい。
- 東京電力においても、甚大な被害をもたらした原発事故の当事者責任を再認識の上、適切な賠償スキームを早急に構築するよう強く要望する。



○ 商工会議所連合会 渡邊会長

- 今回、集中的に自立支援施策の展開を図るという国の考えは、我々民間の立場から見ると大変重要なことだと思っている。依存ではなく可能な限り早期に自立したいのが本音であり、事業者の積極的な気持ちを支援するということは、非常に大切なことである。
- 原子力事故の被災地域において、復興という実感がなく状況の中で、「復興が進んだ」と言われると、被災地では温度差を感じ悲観的になる企業がたくさんある。その悲観的な企業を支援できるような体制をお願いしたい。
- 国においては、現場の具体的なニーズをよく勘案し、広い本県の地域にそれぞれ密着した支援メニューを丁寧に進めていただきたい。
- 風評被害対策は、非常に複雑化しており、特に観光面においては、いろいろな意味で苦勞している。風評被害対策については、国において、様々な角度から力を入れていただきたい。



- ・ 東京電力においては、地元で親身になり、常に現場を見て、情報を素早く、何かあっても影響がないような体制の強化、もしくは見直しをしていただきたい。

○ 中小企業団体中央会 内池会長

- ・ 今回の第5次提言について、県内の660組合、それに参加する事業所40,000者を超える会員に意見を求めたところ、営業損害及び風評被害は、まだまだ根強く残っており、賠償は確実に続けられるべきであるという意見が多数寄せられている。
- ・ 風評被害のため、一生懸命事業者が努力をして、売上げ回復を目指しているが、ハンディがあるため値段を下げなければ売れず、若干の売り上げ回復があっても収益率が大幅に悪化している実態をよく御理解いただきたい。
- ・ 国においては、賠償以外に自立支援のスキーム構築をお願いしたい。
- ・ 複数年度の営業損害に対する賠償を一括で支払う場合は、受領した年度に全額所得に計上するということではなく、課税の繰り延べ等、負担のかからない措置を講じていただきたい。
- ・ これから数十年という長い廃炉の作業を負う中で、予測せぬ大規模な放射能汚染物質の拡散、汚染水の問題等、特に大きな事故が発生し、事業者側が大規模な損害を受けた場合には、新たなスキームで対応いただきたい。



○ 市長会 小松常務理事（協議会副会長代理）

- ・ 地方自治体に係る賠償について、自治体が住民の安全・安心を確保するための様々な検査、測定等に要する費用、また、地域の復興のために実施している風評被害対策等の事業に要する費用について、迅速に賠償を行わせるとともに、最後まで確実に行っていただきたい。

原子力発電所事故により生じた税収の減収分について、目的税はもとより、固定資産税を含む普通税についても確実に賠償していただきたい。



- ・ 営業損害に係る賠償について、原子力発電所事故による風評被害を含む影響を受けているあらゆる産業の損害について、十分な賠償をしっかりと確実に行うこと。特に、汚染水問題により先が見通しにくい漁業、また、地域での生活に必須でありながら医療人材の確保や患者の避難等により困難な状況にある医療機関等の損害について、被害者の立場に立ち確実に賠償していただきたい。
- ・ 精神的苦痛による賠償について、避難指示解除準備区域・居住制限区域においては、早期に避難指示を解除した場合も事故から6年後に解除する場合と同等の支払を東京電力が行うことを求めることとされているが、被害者の立場に立ち、公平かつ確実な賠償を行っていただきたい。

○ 町村会 馬場副会長（協議会副会長代理、昭和村長）

- ・ 原子力損害に係る賠償に当たり、町村会ではこれまでも被害の実態に応じた丁寧な賠償を行うよう強く求めて来たところであり、特に、国や東電が一律かつ一方的に賠償を打ち切るようなことは絶対に行わないよう強く主張してきた。
- ・ 今回、与党による第5次提言では帰還困難区域を除き、平成29年3月までに避難指示の解除を目指すとして、これと併せて営業損害及び精神的損害に対する賠償も順次打ち切ることが提言されているが、期間や期限などが示されると、実情に応じた柔軟な対応がなされなくなるのではないかと非常に危惧している。
- ・ 現在検討が行われている集中復興期間後の新たな復興支援の枠組みについても、当初に計画した集中復興期間5年間という年月の経過のみを重要視して見直しを行おうとしていると言わざるを得ず、賠償についても同様のことが起こるのではないかと懸念している。
- ・ 物事を進める上で目標となる期限を示すことは大切であると理解するが、目標期限ありきで避難指示の解除や賠償の打ち切りを進めることは、絶対にあってはならないことである。
- ・ 被災市町村、そして被害者、避難者ともそれぞれが抱えている状況は異なるので、国には、目標期限ありきで今後の復興を進めるのではなく、被災地域それぞれの実情を十分に踏まえ、柔軟に対応いただくとともに、一日も早く本県が真の復興を果たし賠償を必要としない県となるよう、被害者、避難



者の生活再構築に向けた施策を具体的に示し、しっかりと実行していただくことを強く求める。

- ・ また、東京電力に対しても、これまで以上に被害者の個別事情を十分考慮した柔軟な賠償を行うよう強く求める。

【協議会会長、副会長等発言に対する国、東京電力の回答】

○ 経済産業省及び内閣府 高木副大臣（原子力災害対策本部現地対策本部長）

- ・ これまで、政府及び与党において、被災者、避難者の生活の再建と被災地の再生復興を促進してきており、5月29日には与党から「東日本大震災復興加速化のための第5次提言」が総理宛に提出されたところである。
- ・ 第5次提言は「被災者の方々が希望を持って前進していくために」と題し、原子力発電所事故被災地域の再生に向けた取組について提言があった。
- ・ また、先週の日曜日であるが、5月31日に福島県を訪問した安倍総理から、本提言を踏まえた福島再生のための政策パッケージを6月中に閣議決定する旨、発言があったところである。
- ・ 本日は、第5次提言を受けての政府内の対応検討状況について、まずは御説明をさせていただきたい。



○ 内閣府 糟谷総括官

- ・ 私から自立支援策の検討状況について説明をさせていただく。
- ・ 与党の第5次提言では、今年度と来年度の2年間を特に集中的に自立支援策の展開を図る期間として、事業者の個別訪問を通じた実態、課題等の把握、各種支援施策の活用に向けた後押し、農林水産業の再生施策、風評被害対策などの取組を充実させることとされている。
- ・ 27年度、28年度に集中的な自立支援策の展開を行うということは、その期間が過ぎれば支援策がなくなるというものではなく、特にその2年間に支援



策を集中的に行うという趣旨であると理解している。

- ・ 被災 12 市町村の商工業者約 8,000 者を個別訪問し、実情に応じ、一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を行うことにより、自立に向けた支援を行っていきたいと考えている。
- ・ 農林水産業の再生、風評被害対策等については、関係省庁、県、地元自治体と連携し、一人一人の実情に応じた対応、現状の施策で足りなければ、その施策を拡充することも含め対応していく。
- ・ 知事から指摘いただいた 4 点目の生活関連サービスの復旧、日常生活に必須なインフラや、子供の生活環境を中心とする除染作業の実施などは、引き続き、避難指示解除の条件と考えており、しっかりと対応していきたい。

○ 資源エネルギー庁 森本総合調整官

- ・ 与党提言の中の賠償に関する記載等について説明する。
- ・ 与党提言には、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、与党提言の前半に、遅くとも事故から 6 年後までの避難指示解除を目指して様々な取組を行うと記載があり、仮に早期に避難指示を解除することになった場合であっても、6 年後に解除する場合と同等の支払を行うようにするものである。
- ・ また、特に集中的に自立支援施策の展開を行う二年間について、賠償を適切に行うよう、また、その後は個別の事情を踏まえて対応するよう記載がある。
- ・ この提言を受け、東京電力には、我々から内容を伝えるとともに、この趣旨を踏まえた内容の検討を行うよう指導を行っているところである。
- ・ 基本的に精神的損害賠償に関することについては、事故から 6 年後に解除するのと同様の支払になろうかと思われる。なお、昨年、既に避難指示が解除されている田村市及び川内村の区域についても同様の賠償を行うという趣旨を伺っている。
- ・ 営業損害、風評被害の賠償については、事業者に逸失利益の 2 年分の賠償を行うこととなる。その後、個別の事情を踏まえ、相当因果関係がある損害がある場合には賠償を行うよう、東京電力に対応を求めていく。



○ 東京電力 廣瀬社長

- ・ 福島原発事故から4年3ヶ月が経とうとしているが、今なお大変な御迷惑と御心配を福島県の皆様におかけし本当に申し訳ない。
- ・ 廃炉作業については、汚染水の循環を完了した段階であり、少しずつリスクを下げていくところであるが、今後とも新たな心配をおかけすることのないよう、最大限の努力を進めるとともに、情報公開も迅速に行いたい。
- ・ 営業損害、風評被害への賠償については、昨年12月以降、関係者の皆様から多くの御意見、御要望を踏まえ検討を進めているところである。
- ・ この度の第5次提言や資源エネルギー庁からの御指導を踏まえ、将来分の損害を年間逸失利益の2倍相当とみなし一括して賠償させていただこうと考えている。
- ・ また、一括の賠償やこれから集中的に行われる支援に向けた取組を通じて、なお損害が残る場合においては、個々の企業の御事情をとにかく丁寧に伺いした上で、丁寧な対応をしていきたい。
- ・ 精神的損害については、同様に第5次提言を受け資源エネルギー庁から御指導を頂いており、鋭意検討を進め可能な限り早期に内容をお示ししたい。



○ 東京電力福島原子力補償相談室 近藤室長

- ・ 先ほど、弊社の賠償対応で不誠実な点が多いという指摘を受けた。誠に申し訳なく、この場をお借りしてお詫び申し上げます。
- ・ 避難指示区域内で事業を営んでいた農林漁業者以外の事業者の営業損害賠償の取扱いであるが、平成27年3月以降も相当因果関係の認められる損害が継続している事業者を対象とさせていただく。
- ・ 賠償内容としては、先ほど『損害の内容を幅広く捉えて賠償すること』等の御意見を頂戴したが、平成27年3月以降の帰還、移転、転業及び就労等により、将来にわたって発生する逸失利益の損害に対し、減収率100%として算出した年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償させていただく。



- 加えて、先ほど『被害の実情に応じた賠償を行うこと』等の御意見を頂戴したが、弊社事故により支出を余儀なくされ、必要かつ合理的な範囲内の追加的費用や事業用資産に係る修復費用、廃棄費用についても、これまでの財物賠償も踏まえ、別途賠償させていただく。
- 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部区域で事業を営まれていた事業者の営業損害賠償の取扱いについては、休業の継続を余儀なくされている場合と、減収を被られている場合により内容が異なる。
- 前者の休業の継続を余儀なくされ、被害の継続が認められる事業者の取扱いであるが、平成 27 年 3 月以降の転業や就労等により将来にわたって発生する損害に対して、避難指示区域の取扱いと同様に、減収率 100%として算出した年間逸失利益の 2 倍相当額を一括して賠償させていただく。加えて、追加的費用について、別途、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただく。
- 減収を被られた事業者の取扱いであるが、将来にわたって発生する弊社事故との相当因果関係の認められる減収相当分に対して、直近の年間逸失利益の 2 倍相当額を一括して賠償するとともに、追加的費用について、別途必要かつ合理的な範囲を賠償させていただく。
- 実質的に農林漁業者と同等の損害が生じている場合は、最長で平成 28 年 12 月末まで現行の賠償を継続させていただく。その後の取扱いについては、今後検討していく。
- 避難等対象区域外で事業を営まれている事業者については、先に説明させていただいた、旧緊急時避難準備区域等の減収を被られた事業者の取扱いと同様に、将来にわたって発生する相当因果関係が認められる減収相当分に対し、直近の年間逸失利益の 2 倍相当額を一括して賠償するとともに、追加的費用について、別途、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただく。
- 実質的に農林漁業者と同等の損害が生じている場合も、先の説明と同様、最長で平成 28 年 12 月末まで現行の賠償を継続させていただく。その後の取扱いについては、今後、検討していく。
- 区域で共通する内容として、国による集中的な自立支援施策の展開によって、原子力事故災害により生じている被害の解消が図られるものと認識しており、解消に要する将来の期間における被害も含めて、今回、一括して賠償させていただくことになると考えている。
- 先ほど『個別の事情等に柔軟に対応すること』等の御意見を頂戴したが、支援施策の活用やこの度の一括賠償をもってしても、なお、やむを得ない特段の事情により、被害が継続している場合については、事情を丁寧に伺った上で、適切に対応させていただきたいと考えている。
- 相当因果関係の確認に当たっては、個別の事情を丁寧に伺うとともに、事

業実態や統計指標等を参考にしながら、取扱いについて柔軟に対応したい。

- ・ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部区域、並びに避難等対象区域外において、相当因果関係の認められる減収を生じた事業者に関する賠償については、平成 27 年 7 月末まで従来 of 賠償を継続し、それ以降、ただいま説明した賠償案へ切替させていただきたいと考えている。
- ・ 精神的損害については、第 5 次提言において「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、解除の時期に関わらず、事故から 6 年後に解除する場合と同等の支払を東京電力が行う」とお示しいただいたところである。
- ・ 弊社としては、国の指導を踏まえ、公平かつ分かりやすい賠償となるよう、支払の方法等を速やかに検討していく。

【避難等指示区域町村長発言】

○ 川俣町 古川町長

- ・ 1 点は、集中復興期間は 10 年ぐらいにすべきではないかという思いでいる。この 5 年間、除染も含め、住民が苦難や我慢を強いられ、共通の理解に達しながら前に進もうとしたが思うようにいかない。これは津波被害とは異なる原子力災害という特殊なものに起因するものと思っている。
そういう意味で、集中復興期間である 5 年間で終わったからといって、町の予算が残っているというところにだけ目をつけ、短絡的にそれぞれの町に財政負担を求めるべきとされると納得できない。
当町も去年は 90 億円の繰越し、今年は 50 億円を繰越ししているが、これは、仮置き場を確保した上での除染がなかなか進まないからである。除染は金額が大きいので、平常時の予算の倍を繰越すこともある。そういった事情に十分配慮の上、これからの財政支援についてもやっていただきたい。
- ・ 2 点目として、先ほど精神的損害の賠償について説明があったが、財物賠償についても、同様に公平性を保ってもらいたい。これから避難指示解除等に向かっていくわけであるが、住民が不安を持たずに安心して戻るためには、財物賠償も同じレベルで対応してもらいたい。
- ・ 3 点目について、与党提言では、平成 27 年度と平成 28 年度に集中的に自立支援策を行うということが示されており、大変力強いことである。様々な新たな営業努力や全国の皆様からの支援により、新たな販売先も確保しながら、今ようやく元の数字に戻る業種もある一方で、福島という名前だけで取引できないところもあるため、そういった実態をしっかりと見ていただくためにも、こうした支援は幅広く対応していただきたい。復興指針に示されていることが、具体的に早期に実行されることを望む。

- ・ 企業誘致等について、市町村ごとの様々な条件等がある。避難指示を解除した区域に雇用の場を確保して欲しいとの要望があるため、これから帰還するに当たり、そうしたことも含め自立支援にしっかりと対応していただきたい。

○ 檜葉町 松本町長

- ・ 檜葉町では、帰還準備のための準備宿泊が始まっている。町民の期待を鼓舞するためには、町内において商工業者が事業再開する場所や介護など生活に必要な環境を回復させることが必要不可欠である。商工業等の事業再開には、個々の事情により時間がかかることから、集中的な自立支援期間を経過した後も、国はしっかりと事業再開に向けた支援を継続して取り組んでいただきたい。
- ・ 2つ目として、浜通り地域における経済及び雇用を創出し、町内の商工業の事業再開と住民の帰還を支援するために、イノベーション・コースト構想の実現に全力で取り組んでいただきたい。

○ 富岡町 宮本町長

- ・ 1点目は国への要望である。提言では、解除時期を明記しており、早期帰還を目指す与党の決意の表れと捉えるが、当町においては住宅除染が3割にとどまっていることから、復旧、復興はまだまだ道半ばの状態である。
よって、避難指示の解除は、これまでの方針のとおり、除染やインフラの復旧など、帰還に関する準備状況を確認し、国、県、市町村、住民との十分な協議の結果、解除されるべきである。
町民が安心して帰還し、生活できる状況を見極め、帰還時期を示すことが最優先でなければならない。事故から何年ということではなく、帰れる条件が整ってからということが遵守されるべきである。
- ・ 2点目は精神的損害賠償の相当期間についてである。避難指示解除後の精神的損害賠償についても、原賠審の指針に定められている、避難指示解除以降、賠償が一定期間継続される相当期間の考えをしっかりと踏まえながら、解除後の富岡町の実態に合った適切な対応をお願いしたい。
- ・ 3点目は、営業損害である。営業損害、風評被害について、2年間、集中して対応するとしているが、早期に避難指示が解除された町村と、今、復興の緒に就いた町村との時間軸があまりにも違っており、2年間に限ることなく、個別の事情を十分に踏まえ、実態に見合った支援の継続及び賠償がなされるようお願いしたい。

○ **大熊町 渡辺町長**

- ・ 営業損害について、町民の 90%が帰還困難区域に居住していた当町では、平成 28 年までに町内の商圈を十分に回復させることは極めて困難な状況である。2 年間で、事業再建、収益回復を成し遂げることは、大変難しいものと考えている。
- ・ 東京電力には、そういった事業者の実情を踏まえ、事業再建が可能となるよう、賠償を継続することを求める。
- ・ 国においては、東京電力への指導は当然のこと、事業者の事業再建等に向け、個別の状況に応じた、そして、被災者に寄り添った手厚い支援をお願いしたい。

○ **双葉町 伊澤町長**

- ・ 営業損害については、事故後 4 年を経過した今もなお、事業者の事業再建、再構築ができない厳しい状況が続いているため、2 年間で終わるということではなく、当町の 96%が帰還困難区域である極めて厳しい状況を踏まえ、事業再建が可能となるよう、被害者に寄り添った賠償を継続するようお願いしたい。
- ・ 避難に係る費用のうち家賃の賠償については、中間指針第四次追補で災害公営住宅の整備が進捗することを前提として、平成 29 年 5 月までとされているが、いわき市内に計画された復興公営住宅の整備が平成 29 年の後期までずれ込むことから、借上げ住宅制度の終了の時期、応急仮設住宅の供給終了時期との整合性を図りつつ、延長するようお願いしたい。

○ **浪江町 馬場町長**

- ・ 1 点目として、避難指示解除時期については、当該自治体の意見を踏まえ決定することになっており、一方的に一律に決定するべきものではない。
- ・ 2 点目は、営業損害、精神的損害の賠償については、中間指針に沿って、賠償すべきである。
- ・ 3 点目は、避難指示解除後の相当期間については、先程から意見があるように、実際の状況を勘案して柔軟に判断すべきである。
- ・ 4 点目は、この第 5 次提言に関わらず、当町の実情に合った避難指示解除及び相当期間の決定をお願いしたい。特に、精神的損害の賠償について、ADR に集団申立てをし、昨年 3 月末に、ADR から和解仲介案が出ているが、東電は不誠実な対応をとり、1 年以上にわたり和解仲介案を受諾しないという回答を続けている。これは、国が ADR を設け、仲介に入っているわけなので、和解仲介案を尊重し、速やかに受諾させるよう要望したい。

○ 葛尾村 松本村長

- ・ 営業損害、農家の営農に対する賠償について申し上げる。帰村の焦点として、帰村人口が少ないことや、浜通り及び中通りの通過交通が途絶えてしまったことによる大幅な減収などが予想される。
- ・ 営農の再開においても、風評による減収などが予想される。帰村の意欲を高め、安心して営農や営業の再開に取り組めるよう、減収分を一定期間、賠償するスキームを早急に確立し、明示していただきたい。

○ 飯舘村 菅野村長

- ・ 福島県の災害は他県の災害と全く異なり、ゼロからのスタートではなく、これからゼロに向かっていかなければならないということである。国においては、復興が長期的であることについて、国民的合意をうまく得る努力をしてほしい。
- ・ 財物賠償について、精神的賠償の期間と合わせないと避難指示解除は難しい。
- ・ 今回の5次提言の中に、生活支援、あるいは営業支援、この自立支援策の内容もしくは方向性だけでもしっかりと明示していただきたい。

【避難等指示区域町村長発言に対する国、東京電力の回答】

○ 経済産業省及び内閣府 高木副大臣（原子力損害対策本部現地対策本部長）

- ・ 避難指示の解除については、平成23年12月の原子力災害対策本部の決定を踏まえ、その都度、十分に協議しながら進めているところであり、与党の5次提言を受け、復興加速の環境整備や長期避難の弊害を解消するため、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、事故から6年後に解除できるよう、環境整備をしっかりと進めていく考えである。

○ 資源エネルギー庁 森本総合調整官

- ・ 古川町長（川俣町）、菅野村長（飯舘村）から、精神的損害（賠償）だけでなく財物賠償も6年分とするべきとの意見があったが、今回、与党提言の中では、明示的に精神的損害（賠償）と書いてある。様々な検討をしなければならないところであるが、東電の財物賠償については、避難指示が継続することにより、財物の管理ができないということを前提に支払っている。もう一つは、昨年から東電で支払っている住居確保損害（賠償）について、建物の建て直し、あるいはよそでの新しい建物の購入にもかなり対応しているため、6年との関係という意味では非常に象徴的な部分かもしれないが、一方で実質的な金額という意味では、かなり対応しているところだと思っている。

- ・ 営業損害の元々の考え方については、移転して再開することを最大の損害と捉えて、これまで支払ってきているところである。実際のところ、必ずしも帰還困難区域の事業再開率が低い訳ではない。帰還しての再開率は低い、他地域での再開率は高いところもある。そういう状況も踏まえながら、引き続き検討したいと思うが、基本的には、移転しての再開を損害の最大限とみて、これまで支払ってきたところも御理解いただきたい。

○ 東京電力 廣瀬社長

- ・ 皆さまの率直な御意見をできるだけ踏まえ、今後、なるべく早く当社の考えを示したい。
- ・ 集中的な自立支援策を今後進めることにより、賠償に繋がるような損害を解消していくということだと認識している。
- ・ 私どもも、自助努力してやるべきことがたくさんあると思う。それに向けて最大限努力し、損害をとにかく少なくしていくことだと思っている。当然、それで全部が終わったということではなく、個々の御事情を踏まえて対応していかなければならないと思っている。
- ・ 本日頂いた御意見を踏まえ、可能な限り丁寧な対応を心がけていきたい。

【協議会構成員発言】

○ 福島県バス協会 松本会長

- ・ 本日配布された第5次提言の資料を拝見すると、観光についての風評被害対策が必要との言及がなく、非常に強い危機感を抱いている。
配付資料である構成員の意見書の中に、福島県観光交流局の意見として「観光客の入り込みが震災前の85%」との記載があるが、視察や震災研修等の復興需要という特殊な部分が非常に多く含まれている。実態として、教育旅行や外国人観光客は震災前の4割程度しか回復していない。
- ・ 賠償に期限を設けない点については、要求としては当然であると思っており、簡易な手法による相当因果関係の確認ということも大切である。
- ・ 国内外の方々が、福島への旅に抵抗感を抱かなくなるような観光の風評払拭、抜本的、効果的な対策をとっていただく必要がある。
- ・ 損害賠償については、最終的には電気料金等の形で広く長く負担させられることから、最小化するという観点でも、国を挙げて抜本的な風評被害対策をとっていただきたい。また、私どももどのような対策が効果的なのか、一緒に考えさせていただきたい。

○ **福島県旅館ホテル生活衛生同業組合 菅野常務理事**

- ・ 当組合の組合員数は、震災前は610、現在は560になっており、震災後、廃業する旅館が非常に増えている。今後について、非常に不安がある。
- ・ 風評被害と原発の安全性は因果関係がある。安全であれば風評被害は収まるが、汚染水の問題を起こすと風評被害が高まる。いつもその繰り返しをしているように思う。今回も、JRデスティネーションキャンペーンでムードが上がってきたと思うと汚染水の問題が発生する。
- ・ 県にも一生懸命やっていただき、私どもも誘客のため動く、また安全性が不十分であるという問題が発生する。原発の問題は収束したと言えるぐらいのきちんとした対応をしていただきたい。
- ・ 営業損害賠償について、5次提言の中に一括支払との記載があるが、今までの東電の対応をみると、これは絶対に認めることはできない。またどこかで汚染水問題が発生するからである。絶対に信頼は置けない。
- ・ しっかりした安全対策を行い汚染水問題が起きないようにしてもらいたい。それが最終的にはいわゆる風評対策になる。

○ **福島県労働組合総連合 斎藤議長**

- ・ 原発事故に関わる問題について、県民の出発点は、一つには原発事故は人災であるということ、もう一つは原発事故は収束していない、この2つだと思ふ。

この点からみると、今回示された与党の第5次提言は、県民の実態や原発事故の特性を見ない、一方的なものであると思わざるを得ない。

特に一番の問題は、居住制限区域・避難指示解除準備区域について、2年後の2017年3月までに避難指示を解除することを前提に全体が組み立てられていることである。私たち県民から見ると、あまりにも強引で乱暴な組み立てと言わざるを得ない。

- ・ 賠償打ち切りの終期及び避難指示の解除については、復旧、復興、解除の3要件が具体的に県民の目に見え、そして実感できる、こういう状況を整えた上で、判断は行われるべきと私たちは考えている。

○ **福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会 石川会長**

- ・ 1点目として、東京電力による逸失利益の賠償について、会員によってはその賠償の内容や取扱いに差があり、大きな不満を持った会員がいることから、公平公正な対応をお願いしたい。
- ・ 2点目として、第5次提言の中には、医療介護施設の再開、自立の支援に向けてと書かれているが、今月の5日の県内新聞では、避難指示解除後の病

院の財政支援検討という記事が出ている。第5次提言では医療介護施設と謳っていながらなぜ介護施設が出てこないのか。我々だけが取り残されているのかと不安を持ってしまうので、同一に考えていただき、再開、自立の支援をお願いしたい。

○ **福島県牛乳協会 二瓶会長**

- ・ 私どもは、出荷自粛命令のため、特に首都圏に製品を送っていた場合、その期間の取引が停止してしまった。そのため、単なる風評被害で徐々に売れなくなってきたのではなく、取引がなくなってしまったという部分がある。また、物流について、複数の事業者でトラック1台を使用しているが、福島県、特に、会津の場合は、取引がどんどん減少してしまっただめに、参加していた事業者が下りてしまい、残った事業者の負担が増している。取引せずとも物流費がどんどん嵩んでいることから、単なる風評払拭のPRに力を貸すのではなく、物流の面の援助も考えていただきたい。

○ **福島県民主医療機関連合会 齋藤事務局長**

- ・ 帰還について話す場合に（放射線量の）年間積算が20ミリシーベルトということをよく聞くが、これは緊急時のやむを得ない目安であり、6年経過しても20ミリシーベルトを前提とした帰還というのではないと思う。1ミリシーベルトまでどのように（居住）環境の線量を下げて、その上で「お帰りください」と言っているのか、そこが見えない。
- ・ 森林の除染が未だに進んでいない。これは森林業者達の切実なる願いであるのと同時に、福島県の外側の県も含め、森林にセシウムが何千ベクレルかある以上、風評をなくせと言ってもなかなか難しいのではないと思う。当然、その周辺で生活する者も不安である。これが国民の今の放射線に対する見方であり、そういう見方が普通である。それを前提に福島県のことを考えれば、風評だって仕方がない。この風評をなくすには、徹底して福島県からセシウムを取り除く政策がなければ、帰還と言っても誰も信用してくれない。
- ・ 個人線量計を持つての管理、確かに線量的に見れば年間積算は20ミリシーベルトにはならないが、これは子供がセシウムから逃げて生活してようやく達成できる水準である。逃げながら生活して帰還しろと、これほどひどい話はない。
- ・ 国の管理基準として、一般的な線量管理区域の基準は5ミリシーベルトとある。この管理区域の場合は雇用者等が環境に責任を持ち、かつ、健康問題が起きた時には相応の責任を負うということが法律体系を基に決められているわけである。今後、帰還した場合に、そういうことがはっきりしているの

か。

- ・ 今までの帰還を見ても子供は戻っておらず、どうしても故郷に戻りたい壮年以上の人達が戻っている。そのことを考えると、これから強制的に避難指示を解除しても子供は戻らない。戻らない人を国、東電としては切り捨てる、そう言っているのに等しい。復興基本方針、再生法の2年間といっても元のコミュニティを再生するということは最初から捨てているに等しいとも思う。子供が戻らないということは、5年、10年という単位で、その町が高齢化していき最終的には消滅してしまう。あるいは自治体は極端な支障を余儀なくされる。
- ・ 損害賠償については原賠審というのがあり、そこを我々は目安に要望を出してきた。ところが今回は一方的に政府与党の権限に基づき私たちは検討すると言っている。原賠審は一体どうなったのか。そこをはっきりしてほしい。

○ 湯川村 大塚村長

- ・ 会津の方は、放射線量が比較的低いですが、一番困っているのはやっぱり風評被害が残っているということである。農畜産物の風評被害、価格が下がり、物そのものが売れないという状況がある。東電の賠償も含め、国の風評対策を今後、もっとやっていただきたい。
- ・ 観光面がまだまだ戻っていない状況にある。特に会津地方は観光が目玉であるが、まだ半分程度までしか回復していない状況なので、これに対しても、東電も含め国の方でも風評対策をお願いしたい。

○ 西郷村 佐藤村長

- ・ 放射能の影響が何たるか、100ベクレルの基準は動かないのか、色々と疑問がある。データが国家あるいは世界的にないのかも含めて早く明らかにしていただきたい。前提がはっきりしなければ今の風評被害は収まらないため、まずこれを政府広報で出していただきたい。
- ・ 福島県では米を全袋検査しているが、全国の県庁所在地の米も計っていただきたい。そうすれば、安心と安全の区別が段々と近づいてくると思われる。
- ・ 国家として、この原子力の問題解決を加速していただきたい。そのための政府広報における今のロードマップの提案・説明、あるいは放射能の30年、子供支援法、そういうことも含め風評の根源はそこにあると思うので、国家として前面に立ち、エネルギー政策として将来にわたっての安全性と中身をつまびらかにしていただきたい。

【協議会構成員発言に対する国、東京電力の回答】

○ 経済産業省及び内閣府 高木副大臣（原子力損害対策本部現地対策本部長）

- ・ 風評被害については、国も全力で取り組んできたが、未だ払拭するには至っていない。
- ・ 昨年9月に就任してから、今日で58日目、福島に通わせていただき、いろいろな方々から話を伺い、東京に戻って東京の感覚を感じているが、福島の状態について、多くの人達が知らないというのが一番大きな問題であると思う。
- ・ 例えば1Fの問題である。今、東電が1Fの廃炉、汚染水に対する収束に向け一つ一つ着実に進めているがトラブルも発生している。国も前面に立ってやろうと取り組んでいるが、その現状についてもトラブルの一部報道だけで全体感が分かっていない。
- ・ 今、1Fはどんな状況になっているのかということも含めて、しっかりとした広報も行っていきたいと考えている。その一つとして、来年の3月11日が震災から5年目に当たる。今年の2月にIAEA世界原子力機関が1Fに入り、9日間、調査を実施した。その結果、この4年間における廃炉の進捗について、他のスリーマイル、チェルノブイリ事故等を見た上でも、非常に進んでいるという評価を頂いたが、その報道はほとんどされていない。
そういう中で、来年の5年目を機に、世界の原子力の専門家、技術者をこの福島に集め、廃炉のフォーラムを実施する予定となっており、世界や日本にも発信していく。
- ・ 原子力の問題について、大切なことは科学的知見に基づいた専門的なことであると思うが、この4年3ヶ月の間にそういった専門家の言葉がなかなか信用されない。また、政府が言っても信用してもらえない。
例えば、昨年、田村市、川内村で避難指示を解除した。この時にもこの放射線の問題、リスクコミュニケーションを行いながら伝えても、なかなかそれを信じてもらえないという現状がある。この問題については申し訳ないが、今日お集まりの皆様も一緒になって取り組んでいただきたい。国、県、各市町村、首長の皆様方、そして福島的全関係者、各団体ともしっかりと連携を取りながら、この風評被害を絶対に無くしていくんだという流れの中で、この企画を実施していきたい。
- ・ 風評被害は、国が前面に立って取り組んでいくと約束させていただく。

○ 内閣府 糟谷総括官

- ・ 放射能、放射線についての考え方は一人一人異なると理解している。
他方で、避難指示というのは、故郷で暮らす自由を奪う非常に強い規制で

あるのも事実である。非常に避難が長期化をする中で、色々な弊害が生じてきている。そういう意味では、従来の要件に従って避難指示の解除に向けた環境を一日でも早く整え、戻りたい方が戻れるような状況を作っていくということが必要だと考えている。

- ・ 自立支援策については、介護施設も含め考えている。当然、関係省庁、県、関係機関と連携しながらできないことなので、しっかりと共有していきたい。

○ 東京電力 廣瀬社長

- ・ いくつか話を伺ったが、特に風評被害は観光についての話が多い。
御意見のとおり状況がまだまだ残っているだろうと思っている。私どもとしては、まずその風評を無くしていくということを、やっていかなければいけない。
- ・ 今、観光も含め少しでも福島へ旅行してもらおうと、福島の応援企業ネットワーク等を通し輪を広げていきたい。また、東京電力としてまだまだやれることがあるということ、これは知恵を出していきたい。
- ・ 我々がまず一番にしなければならないことは、福島第一原子力発電所で何かあるとそれが風評被害に直結してしまうことだと思っており、そのようなことがないようにしたい。しかし、これから30年、40年、廃炉作業を行っていく中で、非常に難しい作業を行っているのも事実であり、我々も問題を無くすことを目指していきたいが、万が一、御心配をおかけするようなことがあった場合にも、コミュニケーションの仕方、風評被害を小さく留めることができることも、この4年間で大分学習している。それでもまだまだヘマをやって大変御迷惑をかけているところである。
- ・ これは皆様の御協力をいただかなければならないところであるが、御協力をいただくためにも、我々はしっかりと迅速・丁寧に、特に今後はレベルが今までとは違った状態での汚染水の話になっていくので、そこも含めて丁寧に御説明させていただき、それを伝えていただくということも風評被害を減らしていくためには非常に大事なことだということをこの4年間身に染みて感じているので、是非一生懸命取り組んでいきたい。
- ・ 公平公正に賠償ができていないという話があったが、我々としても公平公正にやっていくので、まだ至らぬところもあるかもしれないが、御指摘いただき直していきたい。

【協議会会長発言（知事）】

- ・ 今日の限られた時間の中で、会長、副会長、自治体の首長、そして皆様が、

痛切な思いで厳しい意見を申し上げている。これを是非、正面から受け止めていただきたい。

- ・ 国、東京電力においては、各構成員の意見書の内容を正面から受け止め、誠実な対応をしていただきたい。
- ・ 私から4点、改めてこの場で確認したい事項がある。
- ・ まず最初の2点は、高木副大臣にお願いしたい。

営業損害については、被害があれば賠償をさせることが当然であるが、今回の案は2年間で事業の再建、生業の確保、生活の再構築を果たすという約束である。これがなされなければ、この枠組み自体が成り立たないということをしっかりと認識すべきと考えているが、そのような覚悟の上での御提案か。

【経済産業省及び内閣府 高木副大臣(原子力損害対策本部現地対策本部長)回答】

- ・ 先ほどから御意見のあった与党提言での2年間は、解除することがその目的ではなく、まずはしっかりと自立支援をしていく、または、被災者の皆様がしっかりと生活できるような環境を整えるための除染等を行っていく、そういう目標であると思う。

そう考えると、27年度及び28年度は、特に集中的に自立支援策を展開すると申し上げてきたが、この間の賠償についてもしっかりと行った上で、なおも原発事故と相当因果関係がある場合は、5次提言を踏まえ、個々の事業者におかれた環境や状況をよく伺いつつ対応してまいりたい。

- ・ 自立をしていくということに対して、国がしっかりとバックアップをさせていただく。バックアップというよりは、一緒にやらせていただくということであり、これができてはじめてそれらの枠組みができ、次の話になるということ間違いはない。
- ・ 協議会の皆様からいただいたこの御意見をしっかりと受け止めて、政府一丸となって取り組んでまいる決意である。

【協議会会長発言（知事）】

- ・ 高木副大臣にもう1点お願いしたい。

避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、事故後6年目までに、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、子供の生活環境を中心とする除染作業などを終えなければ、この枠組み自体が成り立たない。

先ほど、糟谷総括官から、これらは避難指示解除の条件そのものであるとの御説明があったが、そのような覚悟の上での提案か。

【経済産業省及び内閣府 高木副大臣(原子力損害対策本部現地対策本部長)回答】

- ・ 首長の方々からも話があったが、まずは戻りたいと考えている住民の方々の帰還を可能にする。そういった中で、除染、必要なインフラ、生活関連サービス、子供の生活環境、こうした問題がしっかりとクリアされることがあくまで前提なので、その地元の自治体や住民の皆様としっかりと協議をしながらこの問題を進めていく。これは、今までどおり変わりがない。これは明言をさせていただきたい。

【協議会会長発言（知事）】

- ・ 続いて、東京電力の廣瀬社長に確認をさせていただきたい。
- ・ 1点目として、営業損害については、被害があれば賠償することが当然であり、損害がある場合については、当然、賠償を継続すべきと考えているが、この点について確認をさせてほしい。

【東京電力 廣瀬社長回答】

- ・ 私どもとしては、相当因果関係があり合理的な範囲内ではあるが、損害がある以上、当然、賠償していくという考えに変わりはない。
個々の事情をお聞きし丁寧に対応していくことをしっかりと漏れなくやってまいりたい。

【協議会会長発言（知事）】

- ・ 2点目として、営業損害の賠償について、損害の範囲を幅広く捉え、相当因果関係を確認する場合にあっても、簡易な手法で柔軟に行うなど、事業再建につながる十分な賠償を確実に行うべきと考えているがいかがか。

【東京電力 廣瀬社長回答】

- ・ 正に相当因果関係の証明については、被害者の負担をとにかく軽減することだと思っている。これまで4年間、私どもも曲がりなりにも賠償を続けてきたので、証明に関する知見もそれなりに貯まってきている。そうしたことを踏まえ、東電のデータ等も駆使し、なるべく負担のないような形で進めてまいりたい。
- ・ 今日いただいた様々な御意見、正にオール福島の声としっかりと受け止めて、早めに我々の賠償方針を示し、今後とも御理解を頂きながら進めて参りたい。

【協議会会長発言（知事）】

ただいま高木副大臣、そして、廣瀬社長からそれぞれ2点ずつ確認をさせて

いただいた。

国、東京電力においては原子力災害の原因者としての責任において、今回、原子力損害対策協議会の各構成員から出された意見を真摯に受け止め、確実な対応をされるよう強く要求をする。